

# 「戸籍法等の改正に関する中間試案」に対する意見書

2022年（令和4年）6月16日

日本弁護士連合会

## 【目次】

- 第1 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの戸籍の記載事項化に関する事項
  - 1 戸籍の記載事項への追加
  - 2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性
- 第2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの収集及び変更に関する事項
  - 1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集
  - 2 既に戸籍に記載されている者に係る収集
- 第3 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの変更に関する事項

## 第1 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの戸籍の記載事項化に関する事項

### 1 戸籍の記載事項への追加

戸籍の記載事項として、戸籍法第13条に次のいずれかの規定を設けるものとする。

【甲案】氏名を平仮名で表記したもの

【乙案】氏名を片仮名で表記したもの

（注）氏名を平仮名（片仮名）で表記したものとして戸籍に記載することができる平仮名又は片仮名の範囲は、平仮名についての表記の方法を定める現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1（直音、拗音、撥音、促音）又はこれを片仮名に変換したもののほか、小書き（「あ」、「ア」など）及び長音（「ー」）など、戸籍の氏名に用いることができる文字及び記号も範囲に含めることが考えられる。

## 【意見】

乙案が妥当である。

## 【理由】

- 1 戸籍法第13条に戸籍の記載事項として第1号から第8号まで規定されているが、この第1号の「氏名」のほかに、氏名の読み方又は読み仮名（以下「読み方」という。）について、別の号として甲案または乙案として規定するという提案である。

このことによって、これまで法律上の根拠はないものの事務処理の都合上という理由で行われていた出生届や婚姻届等の各種届出用紙の氏名の「よみかた」の

記載欄を設けることに法的根拠が与えられることになる。

2 この各種届出用紙の氏名の「よみかた」は、昭和40年代から住民票の事務処理上の便宜として全国各地で行われてきたもので、氏名の読み方として「ひらがな」が用いられている。他方、金融機関等においては、過去の電磁的記録データとの互換性等の観点から半角カタカナで整理されている。

3 片仮名表記は、平仮名表記と比較して、表音が容易であり、外来語の表記に違和感を覚えにくいという特徴がある。我が国における国際化の進展に伴い、外国にルーツのある国民も増加しており、外来語やそれに類するものを起源とする名の読み方が現れるなど、読み方の多様化が進むことが想定される。そうした読み仮名については片仮名表記の方が馴染みやすいと思われる。

特に、長音や「ウ゛」など平仮名では馴染みがない表音の使用についても片仮名の方が有用であると考え、乙案を支持する。

## 2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの許容性及び氏名との関連性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による（注1）。

【乙案】権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則によるほか、氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注2）。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるものとする。

【丙案】権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則によるほか、氏名との関連性について、戸籍法に次のような規律を設けるものとする（注2）。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したものは、次のいずれかとする。

① 国字の音訓又は慣用により表音されるもの

② 国字の音訓又は慣用により表音されるものでなくても、字義との関連性が認められるものその他法務省令で定めるものを届け出た（申し出た）場合における当該表記

（注1）【甲案】について法令に規定することも考えられる。

（注2）【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその氏名を平仮名（片仮

名) で表記したものが使用されているという社会的慣用を意味するものである。

**【意見】**

甲案に賛成である。

ただし、氏名の文字と「読み方」との間に全く関連性が認められないものは、もはや氏名の「読み方」とはいえないもので、甲案において、「権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による」と記載されている限度で、「読み方」は制限されると解釈されるべきである。

なお、(注1)については、戸籍法又は規則において「権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則に反する読み方は付すことはできない」等の定めを設けることが相当であるとの意見が多数であったが、これに対して、甲案に「戸籍法には規定を設けず」とあるとおり、法令に特段の規定を設けるべきでないとの意見もあった。

**【理由】**

1 近時、いわゆる「キラキラネーム」や一音だけを使用する部分訓など、氏名の文字との関連性が希薄な読み方を使用する傾向が強まっている。これまで氏名の読み方について法律上の規定がなかったことにより、「悪魔」等の公序良俗に反するものや命名権の権利濫用と認められるもの以外については容認されてきた。

今回の法改正は、日本語文化の国字の音訓等の規律を氏名の読み方において厳格に運用することを目的とするものではない。また、歴史的に見ても、氏名及び氏名の読み方については、新たな読み方として名乗り訓等の命名文化が形成されてきた点も留意されなければならない。

2 乙案及び丙案は、近時の名前の読み方の実態は、文字の読み方として自由度がありすぎるとして、何らかの制約を課するとすればどのような規律が良いかという観点から検討された内容である。

2020年度の女の子の命名で最も人気があったものは「陽葵」という文字で「ひまり」と読み仮名を付しているものであった。国字の音訓という意味でいえば「葵」は「向日葵(ひまわり)」と読めるとしても、「陽葵」を「ひまり」と読むというのは国字の音訓としては無理があり、また慣用として容認されているのかの判断においても、どのタイミングで慣用として認められると判断できるのかを考えると困難である。

乙案では、近時命名されている氏名の読み方のかなりの割合が認められないことになり、今回の法改正がもたらす混乱は非常に大きいものとなる。

また丙案は、「その他法務省令で定める」とすることによって、法律での規律と

しては明確にしないというものであり、基本的には解決基準を示すに至っていない。

- 3 これまでの氏名の読み方について容認してきた内容を、今後も基本的には容認するのであれば一律に容認基準を設定することは相当でなく、権利濫用・公序良俗違反等の一般条項の解釈に委ねる方が妥当である。

しかし、氏名の読み方について、読み方だけで侮辱・卑猥等の公序良俗違反と評価できるもののみならず、文字との関連性についても、「太郎」という名の文字に対して「ハナコ」と読み方を付すとか、「鈴木」という氏を「サトウ」と読み方を付す等は、およそ文字との関連性が全く認められないものであり、もはや氏名の「読み方」とはいえず権利濫用等として認められないと考えるべきである。

- 4 名については個人の問題であるのに対して、現行制度では、氏については同一戸籍内の家族の読み方として社会性も高いこと、また名については個人の特性として命名が許されるという性質に対して、氏については生まれたときから文字と読み方が特定されているという性質がある。ただし、後述第2の2にあるように、今回は氏の読み方も申出が行われる場合を考えると、名の読み方の場合には一音だけ使用する部分訓の使用など自由度の範囲が広く許されるが、氏については、従来の読み方とは異なる読み方を申し出た場合には許されない場合も考えられる。

- 5 (注1)に関する意見について、「法や規則に規定するのが相当である」との理由としては、読み方自体が卑猥・侮辱・差別的なものや文字との関連性が全くないものなどについては、戸籍の窓口において受付を拒否できる根拠を明らかにすべきであるとの事情が挙げられた。これに対し、「法令に特段の規定を設けるべきでない」との意見の理由としては、氏名が人格権と密接な関係を持つとの観点を踏まえ、あえて法令に規定しなくても、法の一般原則として通用するため必要性がない、また、戸籍の窓口において、届出の受付を拒否できる根拠を規定すると、行政機関の恣意により受付が拒否されるのではないかと懸念されることが挙げられた。

## 第2 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの収集に関する事項

### 1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集

戸籍法第13条第1号に定める氏又は名が初めて戸籍に記載される者については、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書（出生、国

籍取得、帰化、氏の変更、名の変更、就籍の届書等)の記載事項とし、これを戸籍に記載することとする(注)。

(注)例えば、「届出事件の本人の氏又は名を初めて戸籍に記載するときは、届書にその氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものを記載しなければならない。」というような規定を戸籍法に設けることが考えられる。

【意見】

賛成である。

【理由】

第1の1において、仮に片仮名に決定した後は、各届出に氏名のみならず氏名の「ヨミカタ」も届出書の記載事項として明記するべきである。

なお、郵送等による届出書の受付があることを考えると、氏名のヨミカタ欄に平仮名で記載をした場合には、受付を拒絶するのではなく、受付を行った上で戸籍への記載は片仮名に変換して記載するとすべきである。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集

既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者は、一定の期間内に本籍地の市区町村長(注1)に氏名を平仮名(片仮名)で表記したものの申出をしなければならないものとし、一定期間内に当該申出があった場合には、当該市区町村長が当該申出に係る氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを戸籍に記載するものとする(注2)(注3)。

一定期間内に当該申出がない場合には、本籍地の市区町村長が国字の音訓又は慣用その他法務省令で定める方法により職権で、氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを戸籍に記載するものとする。

(注1)ここでは当該戸籍を管掌する本籍地の市区町村長を想定しているが、所在地の市区町村長を加えることも考えられる。

(注2)申出に係る氏名を平仮名(片仮名)で表記したものが第1の2により許容されるものでないとして戸籍に記載されなかった場合、その不服申立てについては、戸籍法第122条の規定を準用するものとする考えられる。

(注3)市区町村長の職権による戸籍への記載を促すものとしての「申出」ではなく、戸籍法上の「届出」と整理した上で、届出義務を課し、正当な理由なく期間内に届出がない場合には、過料の制裁を科す(戸籍法第137条参照)方法も考えられる。

【意見】

国民が自らの氏名の読み方について一定期間内に申出をしなければならないと

位置付けることは賛成である。また、一定期間内に国民から申出がなかった場合には、国又は市区町村長が職権で氏名の読み方を付すことについては、国民への事前通知を条件として、賛成である。

国民から氏名の読み方を収集することの実効性を確保するためには、国民に対して今回の戸籍法改正について周知する手段、国民が容易に申出できるような工夫や国民から申出がない場合に職権で付す読み方の内容について、当該国民の納得できる制度の観点から、十分検討することが必要不可欠である。

今回の提案は、申出期間内に申出がなかった場合に、どのような氏名の読み方が職権で付されることになるのかについて事前に国民に通知することになっていないこと、さらに、一定期間内に申出がなかったことにより職権で氏名の読み方を付したことも国民に通知する制度となっていないものと考えられ、これらの点は反対である。国民の氏名の読み方に関する権利・利益を尊重するためには一方的に氏名の読み方が付されるのは相当ではない。「中間試案の取りまとめに向けた検討」（戸籍法部会資料5-3）第2の2補足説明6に記載しているところの「申出期間の経過により職権記載した後の職権訂正の申出」という提案は、国民に対して事前通知をしたうえで職権により氏名の読み仮名を付した場合であっても、戸籍法第24条第2項の規定や同法第113条の規定は、同様に適用されるべきである。

また、今回の提案は、戸籍の記載事項の問題であることにより本籍地の市区町村が基点となって氏名の読み方の収集を行うことが考えられているようであるが、戸籍は法務省、住民票は総務省、マイナンバーはデジタル庁というような行政の縦割りを意識することなく、いかにすれば、迅速かつ適正に氏名の読み方を収集できるかが検討されるべきである。

なお、同一戸籍内で氏の読み方について争いがあるという場合には、当事者間で話し合いによる解決が望ましいが、合意ができないときは家庭裁判所における審理で解決する制度が考えられるべきである。

（注1）については、氏名の読み方の申出の受付機関は、本籍地に限ることなく一時滞在地も含めた市区町村に広げるべきであり、賛成である。

（注2）については賛成である。もっとも、第1の2において甲案を採用する立場であれば、（注2）の適用場面は極めて限定的なものになると考えられる。

（注3）については、これまで届出事項ではなかった氏名の読み方を、今回の法改正によって届出事項にしたから届出義務があるとして、一定の期間内に届出を行わなかった場合には過料に処するという発想については、国民に対する強権的な姿勢の表れであり根本的に反対である。

## 【理由】

- 1 国民が自らの氏名の読み方について申出をしなければならないと位置付けることについて

今回の戸籍法改正は、まず、個人の「自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護」を目的として氏名の読み方を登録・公証する制度とすることからすれば、国民自らが申出を行うことが基本であるという位置付けは必然である。

- 2 一定期間内に申出がなかった場合には、市区町村長が職権で氏名の読み方を付すという制度について

今回の改正目的が、個人の自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の観点のみならず、情報システムにおける検索及び管理の能率を向上させることや行政手続における不正防止を補完することも視野に入れていることから、全国民に漏れなく氏名の読み方を付す必要があり、賛成である。

約1億2500万人の国民に対して、一定期間内に全国民から漏れなく申出を得ることは現実には不可能であり、全国民に漏れなく氏名の読み方を付すためには、一定期間内に申出がなかった国民に対しては、事前通知を条件として、職権で氏名の読み方を付すという制度が必要となる。

また、申出期間を長くすれば国民からの申出の回収率が上がるという性質のものではなく、事前通知が届くであろう大多数の国民についての申出期間は改正法施行日から6か月程度とし、かつ、改正法公布日以降施行日までの期間も国民に対する周知期間と位置付け、準備作業を行うことが重要と思われる。また、事前通知が届かない可能性のある国民や認知症、知的障害等により自ら氏名の読み方について申出をすることができない国民については、別途方策を検討する必要があると思われる。

- 3 市区町村長が職権で読み方を表記する場合の運用について

「中間試案の取りまとめに向けた検討」（戸籍法部会資料5-3）第2の2補足説明5によれば、市区町村が保有する氏名の読み方等の情報を参照することが予定されている。

これは、昭和40年代から今日まで、各市区町村は、法的根拠はないものの出生届や婚姻届、転入届等の各種届出書類に氏名の「よみかた」欄を設け、住民票の整理という事務処理のために整理してきた情報を有している。これは各種健康保険証の氏名の読み方として記載されるほか、選挙人の特定等の資料として利用されている。

近時の名前の「キラキラネーム」等の読み方は、国字の音訓や慣用とはいえない

い読み方が付されている例が相当な割合を占めているが、国字の音訓や慣用の観点よりも本人がこれまで使用してきた氏名の読み方と本人の意思がまず尊重されるべきであって、市区町村長が勝手に国字の音訓に従って読み方を記載することがあってはならない。

ただ、住民基本台帳で管理されている氏名の読み方の正確性や転記ミスがないのかについてはこれまで検証されたことがないものであるから、今回全国民に対して連絡する際に、それぞれの氏名の読み方として、住民基本台帳で整理されている読み方を通知し、この読み方で異議がないという場合には「異議なし」という欄にチェックし、異議があれば正確な読み方は「〇〇である」と記載した返信による申出を認めること、及び、申出期間内に申出がない場合には、通知した読み方を記載する制度とすることが、事務作業効率から考えても有効と思われる。

#### 4 国民に対する周知と申出方法について

国民からの申出を実行あらしめるためには、本改正法が公布されると各種メディアやポスターにより、①今回の改正の趣旨、②申出の期間と申出の方法（申出用紙や返信用葉書、マイナポータル等）、③申出期間内に申出がなされなかったときには市区町村長が職権で氏名の読み方を記載すること、④職権で氏名のヨミカタが付される場合にはこのような読み方になること、等を記載した内容を全国民に通知することが妥当であり必要と思われる。

また、DV被害に遭っている等の事情で当事者が住民票上の住所から転居し、所在地等の連絡も容易でないという場合には、通知や返信用葉書での対応は期待できない。そこで、全国の市区町村において全国共通の氏名の読み方の申出用紙を備え置き、本件申出期間内はどこからでも申出を行うことができるという制度が有効である。なお、加害者等に居所を探索する手がかりを与え、DV被害に遭っている等の事情にある者を危険にさらすことのないよう、どこの市区町村で申出が行われたかに関する情報の秘匿は徹底される必要がある。

#### 5 同一戸籍内で氏の読み方について一致しない場合

氏も含めて氏名の読み方は個々人に尊重されるべき性質であることより、全ての成人は自らの氏名の読み方について申出ができるとすべきである。一方で、現在の戸籍法では同一戸籍内は同一氏の原則で運用されており、氏の読み方も同一戸籍内は同一の氏の読み方という運用になるものと思われる。

今回の氏名の読み方の申出において、同一戸籍に記載されている者の申出による氏の読み方は一致していることが多いとは思われるが、個々の事情により異なった氏の読み方の申出がなされる場合や、同一戸籍内の他の者が知らない間に一



部の者が氏の読み方を申し出ていることが予想される。このような場合に、申出の受付が完了すれば直ちに戸籍に氏名の読み方を記載するという早い者勝ちの発想で対処することは混乱を拡大させるだけである。むしろ、受付の一定期間が終了するまでの間、同一戸籍内の間で争いがあるか否かを確認した後、争いがないものについて戸籍に記載するという方法にすべきと思われる。

受付の一定期間内で争いがある場合には、当事者間で協議することを勧め、協議が整わない時は家庭裁判所の審理で決着するという運用が必要と思われる。もっとも、その際には、どう読み方を形成するのが相当かというよりも、原則として従前どういう読み方がされてきたかを調査探求する方法によるべきである。

#### 6 どの機関が氏名の読み方の収集の窓口となるのか

前述の市区町村が保有している住民票事務の整理のための氏名の読み方の情報は、住所地の市区町村が管理しており、国の機関でいえば総務省の管轄である。

これに対して戸籍を管理する市区町村は、国の機関でいえば法務省の管轄であり、さらにマイナンバーはデジタル庁の管轄である。

これらの縦割りの組織で収集を考えるのではなく、本籍地と住所地が異なっている国民がかなりの割合を占めていることを考慮した上で、いかにすれば効率よく、適正・迅速に、個々の国民の認識を反映できるシステムで収集を行うことができるかを検討すべきである。

### 第3 氏名を平仮名（片仮名）で表記したものの変更に関する事項

#### 1 氏又は名の変更に伴わない場合の規律

氏又は名の変更に伴わない場合の規律は、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。（注1）

① やむを得ない事由【正当な事由】（注2）によって氏を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

② 正当な事由によって名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

【乙案】【甲案】に加え、戸籍法に次のような内容の規律を設けるものとする

(注3)。

氏又は名を平仮名(片仮名)で表記したものを変更しようとする者は、成年に達した時から1年以内に届け出る場合その他法務省令で定める場合に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

(注1) 成年に達した者が自ら氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを届け出た(申し出た)後、これを変更しようとする場合には、その変更の許否はより厳しく審査されるべきものとするとも考えられる。

(注2) 変更の要件について、氏の変更(戸籍法第107条)よりも緩和することとし、「やむを得ない事由」に代えて「正当な事由」とする案も考えられる。

(注3) 【乙案】による変更は、一度に限ることとする。

#### 【意見】

甲案は賛成である。

乙案は反対である。

#### 【理由】

甲案については、氏名の読み方のみの変更についても氏名の変更の場合と基本的には同様に家庭裁判所の許可を要する制度にすべきである。

氏名の読み方のみの変更は、文字の変更を伴わないことによって「やむを得ない事由」とか「正当な事由」という要件の判断に当たり、認定が緩和されることが期待できると思われるが、法律上の要件を「やむを得ない事由」から「正当な事由」に緩和するべきかについては意見の一致は見られなかった。

乙案については、氏名の変更も読み方の変更も、いずれも変更を求める理由・動機が重要であり、この点の判断は裁判所での審理に適するものであり、この点を不要として市区町村に届出を行うことによって変更を認めることは妥当ではない。

## 2 氏又は名の変更に伴う場合の規律

氏又は名の変更に伴う場合の規律は、次の案によるものとする。

戸籍法第107条第1項又は第107条の2の規定により氏又は名を変更しようとするときは、その平仮名(片仮名)で表記したものととも、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないこととする。

#### 【意見】

賛成である。

**【理由】**

これまでは氏名の読み方は法律上の要件ではなかったことから、家庭裁判所における氏名（文字）変更の審理において、従前の氏名では読み方も含めてどのような不都合があったかなどの事情を説明し、新たな氏名では読み方も含めて不都合な部分が解消されることが期待できると説明してきたものである。

氏名（文字）とその読み方は、一体として個人の特定のために機能しているものであり、従前の運用では家庭裁判所は、変更後の氏名の読み方については要件ではなかったため関心を示してこなかったが、今後は第1の2の要件に応じて判断をすることになる。

以上